

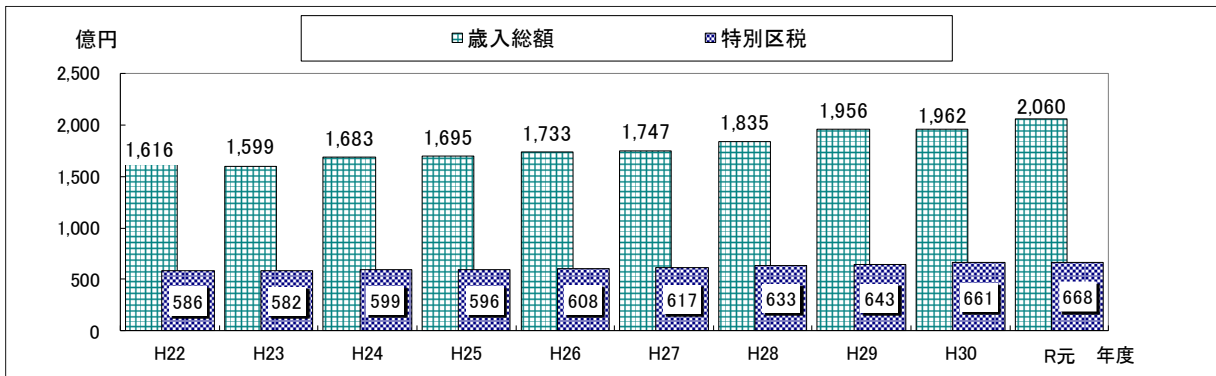
基本構想審議會第4部会  
参 考 資 料

【 行 財 政 運 營 】

図表番号	データ・資料名	ページ
1	歳入の推移（一般会計）	2
2	歳出の推移（一般会計）	2
3	税制改正及びふるさと納税による減収額	3
4	財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール	3
5	主要基金残高と区債残高・発行額の推移	4
6	新型コロナウイルス感染症への補正予算対応状況 （令和2年3月～10月）	4
7	特別区民税収入と人口推移（新型コロナウイルス感染症の 影響）	5
8	特別区民税収入見込と人口推移予想	5
9	行財政改革推進計画に基づく主な取組（資料20-6 抜粋）	8
10	職員数の推移	11
11	築年数別施設整備状況（平成30年3月末現在）	14
12	施設の改築等に係るコスト試算	14
13	都区制度改革の変遷	16
14	都区財政調整交付金配分割合の推移	17

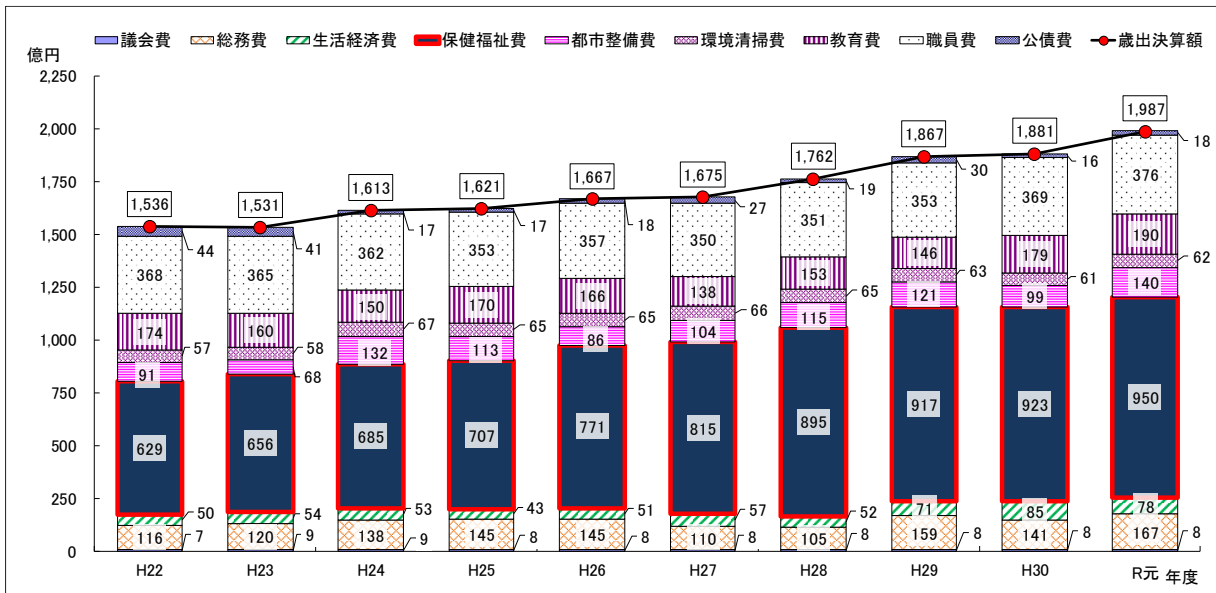
# 財政狀況

【図表 1】 歳入の推移（一般会計）



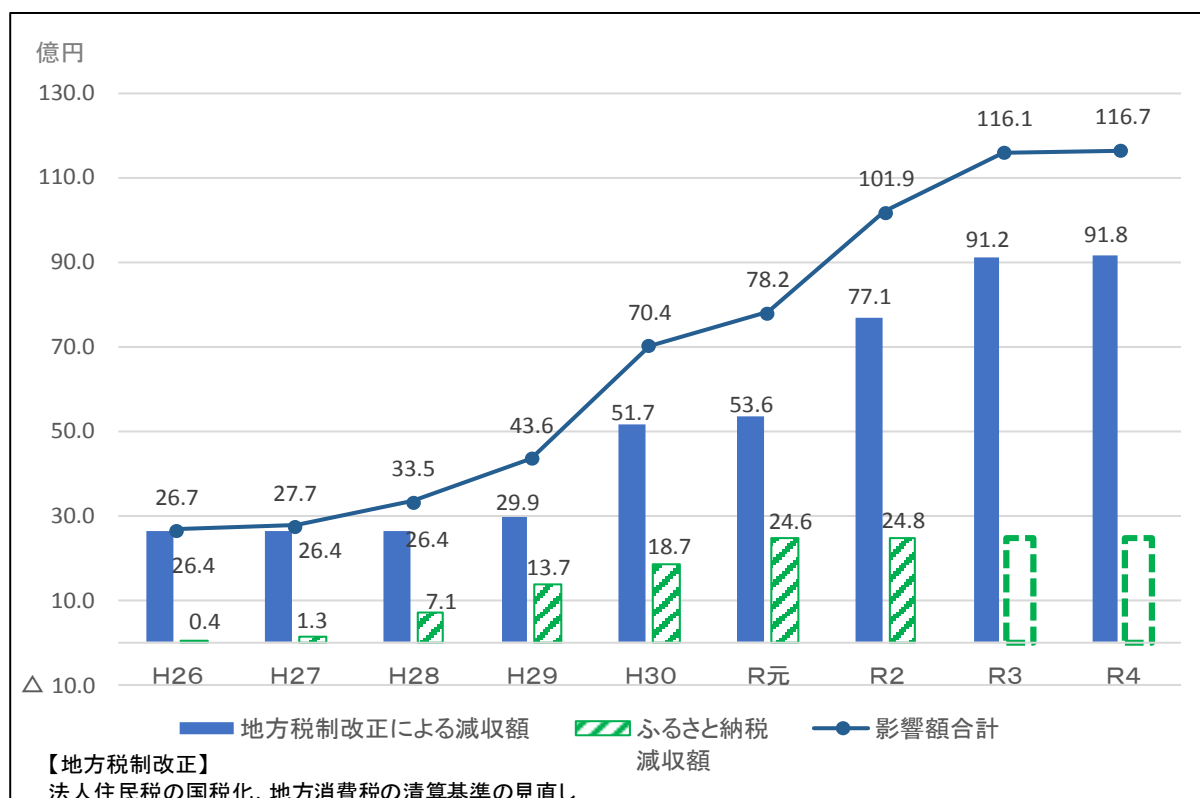
○平成 20 年に発生したリーマンショックの影響により、平成 22 年の特別区民税は大幅減となったが、平成 23 年以降は増加傾向となっている。

【図表 2】 歳出の推移（一般会計）



○一般会計の歳出規模は年々増加し、過去 10 年間で 451 億円増加している。特に待機児童解消緊急対策として保育関連経費が大幅増となった関係で保健福祉費の増加が大きく、10 年間で約 1.5 倍となっている。

【図表 3】 税制改正及びふるさと納税による減収額



○表中の「地方税制改正による減収額」については、特別区長会事務局の算定数値を基に作成したものの。

○法人住民税の国税化とは、法人住民税割（地方税）の税率を引き下げ、地方法人税（国税）を創設し、その税収を地域間の財源偏在を是正する原資（地方交付税）とするもので、地方交付税の不交付団体である特別区は税収減となる。

○地方消費税の清算基準の見直しとは、区に交付される地方消費税交付金の算定にかかる指標の見直しを行うもの。（例：H30改正 人口の比率を大幅に引き上げ、従業者数の基準数値を廃止する）

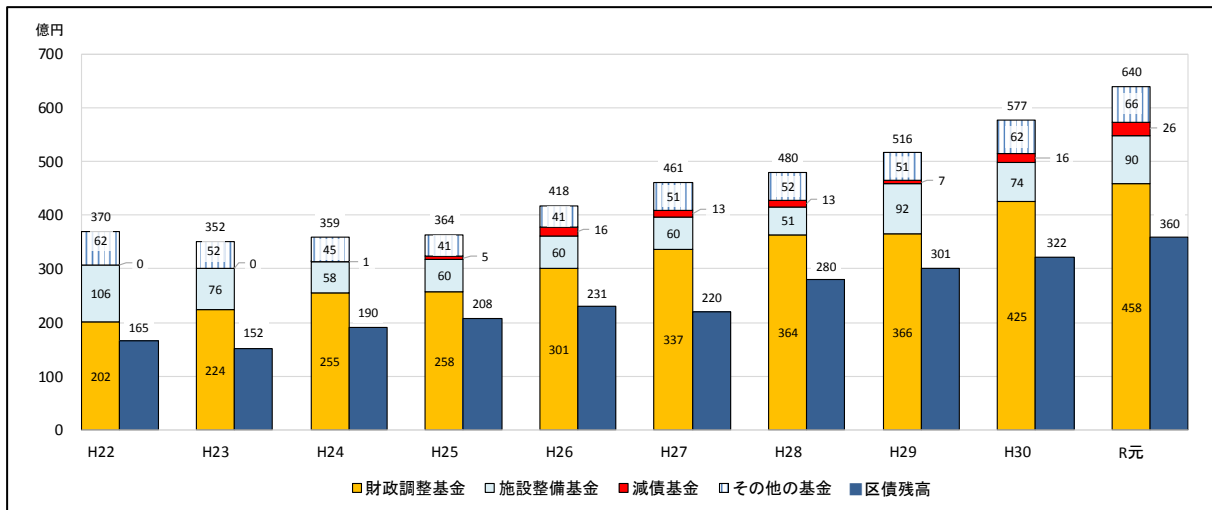
○令和元年度はふるさと納税による減収額も合わせ 78.2 億の減収となり、今後も増加していくことが予想される。

【図表 4】 財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール

- ルール① 大規模災害や経済事情の著しい変動等による減収に備え、財政調整基金の年度末残高 350 億円の維持に努めます。
- ルール② 将来の区立施設の改築・改修需要に備え、毎年度、施設整備基金に 40 億円を目途に積み立てます。
- ルール③ 区債は、原則として赤字区債を発行せず、建設債についても、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して発行します。また、金利動向等を見据え繰上償還を行い、公債費の軽減に努めます。
- ルール④ 財政運営の弾力性を保持するために、行政コスト対税収等比率が 100% を超えないように努めます。
- ルール⑤ 将来にわたって健全な財政運営を持続していくために、債務償還可能年数が 3 年を超えないように努めます。

○単年度の収支均衡と中長期的な財政の健全性を確保するほか、基金の目的や性格に応じた積立目標の設定、現金主義と発生主義の両面から財政の健全性を計れるものとするなど、平成 30 年度に見直しを行った。

【図表 5】 主要基金残高と区債残高・発行額の推移



○基金と区債をバランスよく活用した財政運営を行い、基金及び区債の残高は年々増加している。区債に対して、基金残高の増が大きく、その差は拡大しており、健全な財政運営となっている。

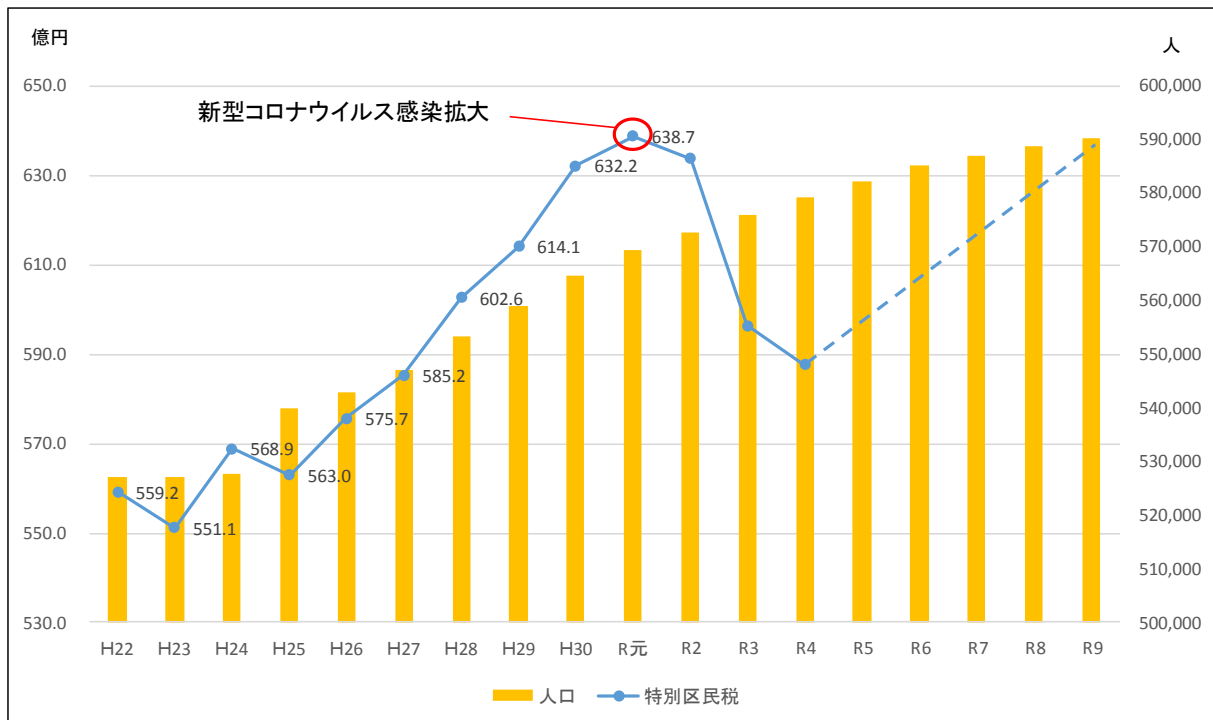
【図表 6】 新型コロナウイルス感染症への補正予算対応状況（令和 2 年 3 月～10 月）

○コロナ関連事業予算計上額 68,298,101千円

【財源】 国庫支出金 61,837,561千円（90.5%）  
 都支出金 2,381,363千円（3.5%）  
 （うち新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 1,774,977千円）  
 その他 41,739千円（0.06%）  
 区 4,037,438千円（5.9%）  
 （うち財政調整基金からの繰入額 2,971,703千円）

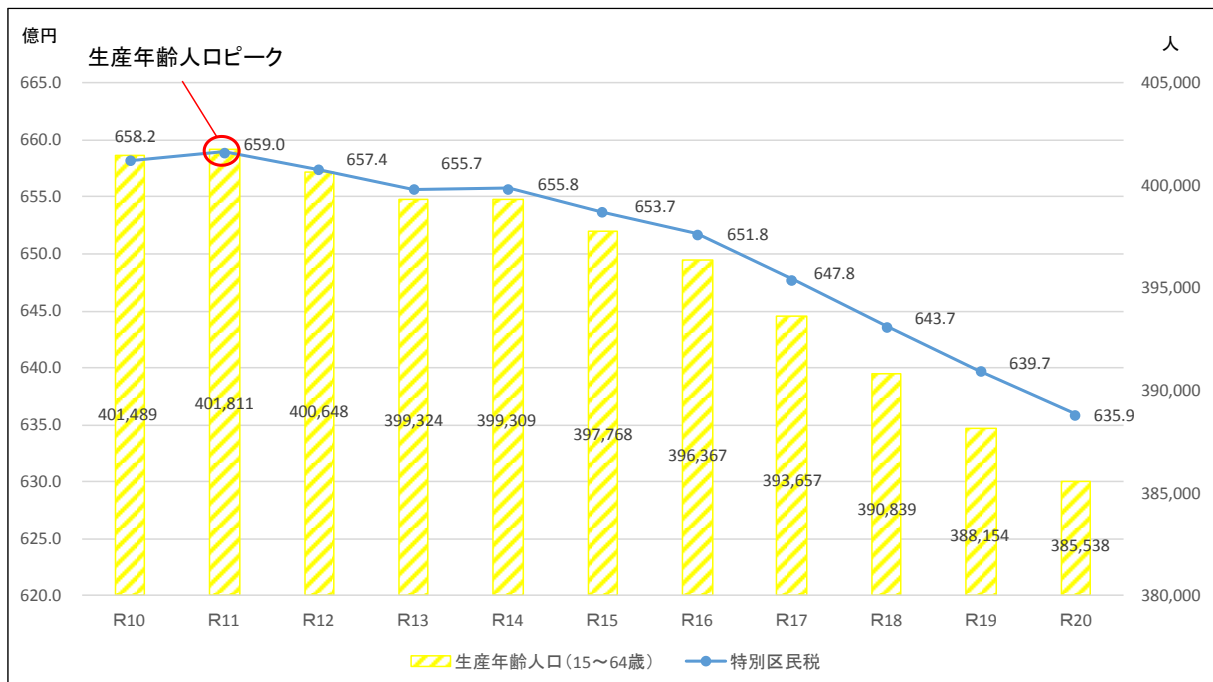
○財政調整基金残高 約 406 億円（2 年 10 月末 8 号補正時点）

【図表 7】特別区民税収入と人口推移（新型コロナウイルス感染症の影響）



○新型コロナウイルス感染症の影響により、今後数年は特別区民税の大幅な減収が見込まれる。なお、リーマンショック時は特別区民税収入が回復するまで約7年程度かかった。

【図表 8】特別区民税収入見込と人口推移予想



○将来人口推計により、生産年齢人口の推移を基に特別区民税収入を推計すると、これまで右肩上がりであった区民税収入も、生産年齢人口がピークとなる令和11年以降、減少に転じていくことが見込まれる。





# 行政運営・組織体制

【図表 9】 行財政改革推進計画に基づく主な取組（資料 20-6 抜粋）

(1) 必要なサービスの提供を可能とする行財政運営

① 財政健全化と持続可能な財政運営の実現

No.	取組内容
1	<p>【持続可能な財政運営の確保】</p> <p>新たな「財政健全化と持続可能な財政運営を確保するためのルール」に基づき、財政調整基金の残高維持に努めるとともに、施設整備基金への計画的な積み立てを行います。また、区債の発行は、財政状況を踏まえつつ、必要性を十分検討して行うほか、公債費の軽減に努めます。財政運営にあたっては、財政指標に留意し、持続可能な財政運営を確保しています。</p>
2	<p>【広告収入等の確保】</p> <p>区から情報提供をする各種媒体への民間事業者の広告掲載を行い、広告収入の確保及び広告掲載による経費削減の取組を推進します。また、ネーミングライツの拡大による財源確保や新たな収入確保事業の検討を行っています。</p>
3	<p>【税・保険料・利用料等の収納率の向上】</p> <p>ペイジー口座振替受付サービスの利用など口座振替の勧奨強化、コンビニ収納や納付センターの活用等により、収納率の向上を図るとともに、新たな収納方法として電子収納サービスの導入を進めています。</p>
4	<p>【補助金の見直し】</p> <p>補助金交付基準及び検証・評価基準に基づき、継続的に補助金の評価・検証・見直しを行っています。</p>
5	<p>【使用料・手数料等の見直し】</p> <p>使用料・手数料について、受益者負担の適正化の観点から定期的に見直しを行っています。</p> <p>※ 平成25年度、令和元年度に見直し実施</p>
6	<p>【民間事業者との連携による敬老会事業等の収入確保】</p> <p>敬老会や成人祝賀のつどいなど式典とあわせてイベントを行う事業について、民間事業者と連携した事業に取り組んでいます。</p>

【その他の取組】

- 財政情報の公表
- 区有財産の有効活用
- 駐車場の有料化
- 区営住宅の駐車場の貸出
- 社会保障・税番号制度（マイナンバー）を活用した適正な賦課の実施
- ふるさと納税制度の活用
- 奨学資金の償還率向上
- 事業系有料ごみ処理券貼付の適正化
- 子育て応援券事業の適正化

(2) 創造的で効率的な自治体経営

①効率的な行政運営

No.	取組内容
1	【行政評価の充実】 行政評価システムを活用して行政評価を実施し、総合計画・実行計画の進捗状況・達成度を把握するとともに、地方公会計制度との効果的な連動を見据えた研究と職員研修の実施等による職員の意識改革を進め、効率的・効果的な区政運営を推進しています。
2	【民営化宿泊施設の運営の見直し】 区の民営化宿泊施設である富士学園、弓ヶ浜クラブ及びコニファーいわびつについて、業務評価や公認会計士による監査等を通じて更なる経営改善とサービスの向上を運営事業者に求めています。また、施設の経営状況や運営事業者の意向等を踏まえ、改めて、区の保有の適否について検討しています。
3	【区民サービス窓口の整備】 証明書自動交付機に替わる証明書コンビニ交付サービスの周知・利用を進めるとともに、混雑状況等をお知らせする「受付・交付窓口情報案内」や臨時届出窓口の設置など、本庁窓口の運営方法の見直しについて検証し、効率的な窓口サービスを提供しています。
4	【住民情報系システムの再構築】 情報システムの運用経費の削減と効率的な保守業務を実現するため、住民情報系システム再構築方針に基づき、住民情報系システムの再構築に取り組んでいます。
5	【民営化・民間委託等の推進】 新たな行政課題が増加している中、サービスの提供主体や提供方法を見直し、民営化・民間委託を推進するとともに、公の施設の運営については、指定管理者制度の導入について積極的に検討し、導入を進めています。
6	【指定管理者制度の導入】 地域区民センター、図書館 【民営化】 区立保育園 【業務委託】 学童クラブ運営委託、国保年金課・介護保険課・課税課の業務委託
7	【入札・契約制度改革】 「杉並区公共調達指針」に基づき、公契約条例の制定も視野に入れた労働環境整備対策の拡充を検討し、社会状況に的確に対応した入札・契約制度改革を進めています。
8	【委託業務等のモニタリングシステムの実施】 指定管理者制度を含む区の委託業務等について、事故を未然に防ぎ、業務の履行により区民に良質な公共サービスを安定的に提供できるよう、モニタリングシステムの一層の充実を図っています。

【その他の取組】

- すぎなみ地域大学の業務実施方法の見直し
- 公園管理体制の見直し
- 環境活動推進センターの運営の見直し
- ごみ収集方法の効率化
- 区立障害者通所施設の役割の見直しと民間施設への支援
- 区立施設を活用したふれあいの家の再構築
- 職員の給与福利事務の効率化

## ②効率的な組織体制の構築と人材の育成

No.	取組内容
1	【時代の変化に挑戦する職員の育成】 人事・給与制度に対応した研修体系の整備と特別区職員研修所の活用等により集合研修の内容の充実を図るとともに、日常業務指導を通じた職場のOJTを推進しています。
2	【組織の改編と柔軟な人材活用】 行政需要の変化による組織横断的な課題や業務量の増加に対応できる体制となるよう組織の改編を行うとともに、限られた人材を最大限に活用する課内グループ制の導入を検討し、効率的な組織運営を行っています。
3	【弾力的な勤務体制の整備】 職員のワーク・ライフ・バランスを推進する観点から、仕事の進め方や事業の執行方法の見直しにより超過勤務の縮減を図り、仕事の生産性を向上させるとともに、時差出勤の拡大などにより、職員が能力を発揮しやすい勤務体制を整備しています。
4	【定員管理方針に基づく職員数の適正管理】 増大する行政需要への対応と組織の活性化を図る観点から、増加が見込まれるフルタイム再任用職員を生かしながら新規採用職員を確保していくため、定員管理方針を策定し、会計年度任用職員も含めた職員数の適正管理に努め、3年間で20名の職員の削減に取り組んでいます。

### 【その他の取組】

- 五つ星の区役所づくり
- 保育園調理用務業務、清掃職員の退職不補充
- 学校用務業務等の包括委託等の推進
- 学校警備の機械警備委託の推進
- 学校給食の調理委託の推進

## ③区立施設の再編・整備

No.	取組内容
1	【公民連携（PPP）による公有財産の活用】 再編整備により転用する土地等については、民間事業者との対話により検討段階から市場性の有無や事業化の確実性を把握するマーケットサウンディング型や提案インセンティブ付与型などの導入を検討しています。
2	【東京都・国との連携・協力によるまちづくりの推進】 区・東京都・国で構成する「まちづくり連絡会議」の開催等、東京都や国との連携により、土地・建物等の有効活用を図っています。

具体的取組は杉並区区立施設再編整備計画（第一期）・第一次実施プラン及び第二次実施プランにおいて、個別施設ごとの取組を計画化しています。

(3) 分権時代における自治体運営

No.	取組内容
1	【自治・分権の推進】 地方分権、都区制度改革など基礎自治体として自治権拡充に向け積極的に取り組むとともに、制度改革に対し迅速に対応しています。
2	【隣接自治体等との連携による区民サービスの向上】 安全・安心な地域社会をつくるため、隣接する自治体、警察署及び地域住民との連携・協力により区境合同パトロール等を実施します。また、中野区との合同就職面接会のほか、練馬区・豊島区・中野区とアニメ事業における連携を実施しています。
3	【基礎自治体間の新たな広域連携の推進】 交流自治体間の連携による住民サービス向上の取組を推進するとともに、区内の大学と交流自治体との連携など新たな連携事業を創出します。また、自治体スクラム支援や、南伊豆町との自治体間連携による特別養護老人ホーム「エクレシア南伊豆」開設までの取組をモデルとして、特定の事業を介した新たな基礎自治体間の広域連携について検討し、推進しています。
4	【区立学校と区内都立学校との連携協働による教育活動の推進】 平成 26 年 3 月に締結した協定に基づき開始した区立学校と区内都立学校の連携協働をより有効なものとしていくため、効果的な個別取組事例を周知するなど、連携に係る取組を推進しています。

【図表 10】 職員数の推移

種 別	職員数 (人)		
	R2.4.1	R2.4.1	R2.4.1
常勤職員	4,716	3,530	△1,186
常勤	4,716	3,339	△1,377
再任用フルタイム	0	191	+191
再任用短時間	0	216	+216
会計年度任用職員 (一般) (旧嘱託員)	526	942	+416
会計年度任用職員 (短時間) (旧パート)	819	1,233	+414

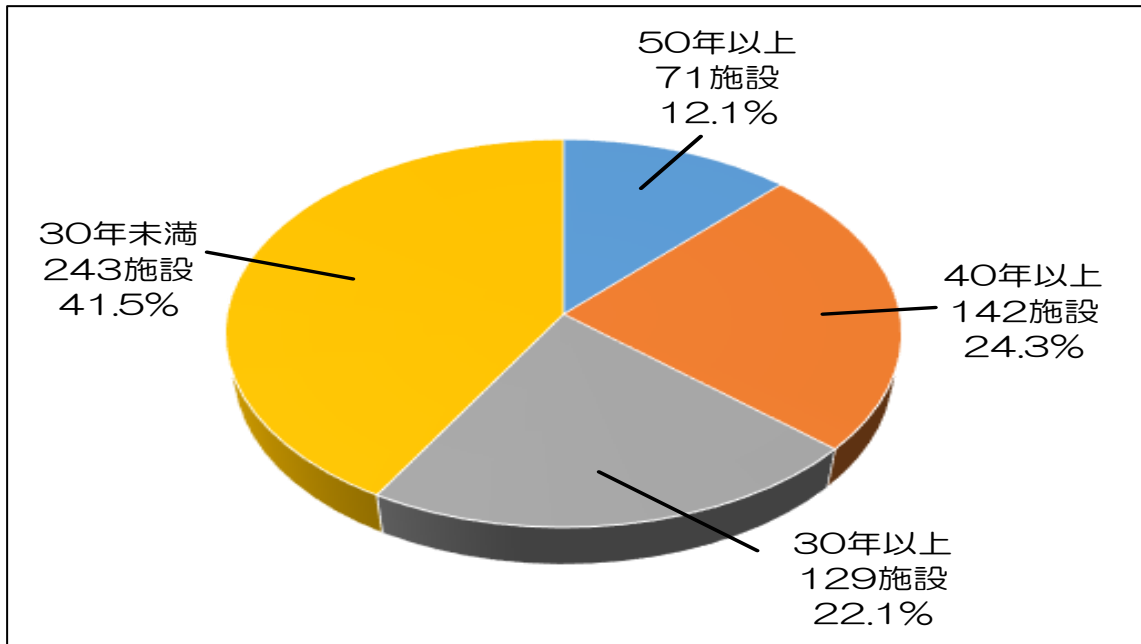
○職員の採用抑制などを通し、職員数の適正化に努め、平成 12 年度対比で常勤職員は、1,186 人減となっている。

○また、会計年度任用職員（非常勤職員）などは、増となっている。



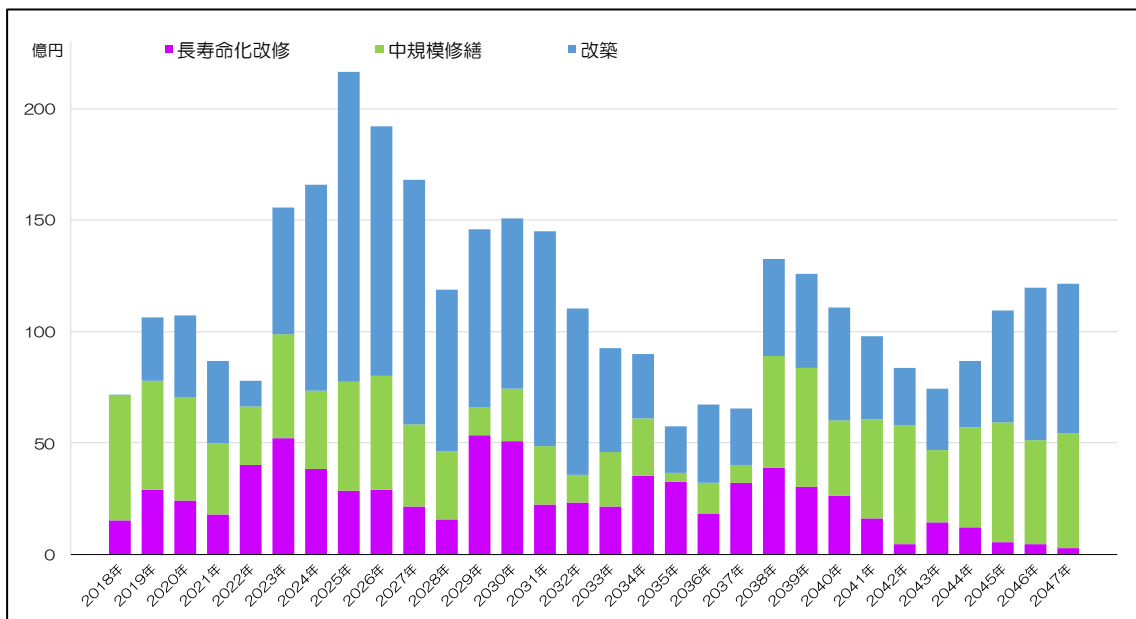
# 施設再編・整備

【図表 11】 築年数別施設整備状況（平成 30 年 3 月末現在）



○区立施設の築年数別整備状況は、平成 30 年 3 月末現在で総数 585 となっており、そのうち、約 58%は築 30 年を超え、約 36%は築 40 年を超えている状況にある。

【図表 12】 施設の改築等に係るコスト試算



○区立施設は、今後次々に更新期を迎え、30 年間の改築・改修経費を約 3,452.8 億円と試算している。また、令和 8（2025）年前後に、改築・改修経費が集中することが見込まれる。

○試算条件は以下のとおり。

改築	学校及び区営住宅のうち、長寿命化が期待できる建物、それ以外の建物で新耐震基準に適合し延床面積が 1,000 ㎡以上の建物は、築 80 年で改築。これら以外は、築 60 年で改築と仮定。
中規模修繕	築後、20 年ごとに実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の 10 年間で均等に修繕を行うと仮定。
長寿命化修繕	築 40 年目で実施することとし、該当の築年数を経過している建物は、直近の 10 年間で均等に改修等を行うと仮定。



# 自治分権

【図表 13】 都区制度改革の変遷

地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭和 22 年施行	都区 2 層制（特別区は「基礎」） ⇒実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭和 27 年改正 (同年施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	強力な「基礎」の存在 が戦災復興を阻害 ※改革悲願の始まり
昭和 39 年改正 (昭和 40 年施行)	特別区の権限は拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権 (都が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭和 49 年改正 (昭和 50 年施行)	特別区に「市」並みの権限付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引き続き都が「基礎」
平成 10 年改正 (平成 12 年施行)	特区 2 層制の復活（法定） ⇒都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点
<b>改革以降の主な動き</b>		
平成 15～18 年度	都区間で財源配分のあり方等を協議（主要 5 課題） 都から派遣された清掃業務従事職員を特別区に身分切り替え 23 区間で中間処理のあり方など清掃事業の課題を整理	
平成 18 年～	都区間で事務配分等の今後の都区のあり方を協議 (都区のあり方検討委員会)	
平成 19 年	特別区制度調査会が将来の特別区のあり方を提言	
平成 26 年～	特別区長会が全国連携プロジェクトを推進、併せて被災各地の 復興を支援	
令和 2 年～	特別区児童相談所開設（世田谷区、江戸川区、荒川区。以降、 各区が順次設置を予定）	

【図表 14】 都区財政調整交付金配分割合の推移

年度	配分割合 (%)		財政調整制度をめぐる動き
	都	区	
H12	5.6 ↓ 4.8	4.4 ↓ 5.2	清掃事業等の移管など
H19	4.5	5.5	三位一体改革の影響への対応
R2	4.4.9	5.5.1	児童相談所の運営に関する特例的な対応※

○特別区では、大都市地域の行政の一体性・統一性を確保するため、市町村事務の一部を都区で分担する、行政上の特例があります。

○これらの事務の財源は、通常、市町村民税である3税目（固定資産税、法人住民税、特別土地保有税）を調整税として、都区の共有財源としています。平成12年度以降の調整税の都区間の配分割合の状況は、上記のとおり。